

令和 5 年度 北九州市保健所事業報告



1. 医務薬務課

(1) 医療機関等への立入検査

医療機関や衛生検査所、医薬品販売業、毒物劇物販売業に対する監視・指導業務については、「別紙1」のとおり。

(2) 医療安全相談コーナーの運営

厚生労働省の推進する医療安全推進総合対策に基づき、平成16年4月に医療安全相談コーナーを開設した。

令和5年度は、1,210件の相談に対応し、その主な相談内容は、「病気や健康に関するもの」(38.6%)、「診断や診療内容への不安、疑問」(20.0%)、「医療従事者の接遇に関するもの」(7.9%)などであった。

(3) 薬物乱用防止の啓発

薬物乱用を未然に防止するため、公共施設へのポスター掲示やちらしの配置、大型ビジョンの放映、薬物乱用防止教室の開催等の啓発活動を行った。

なお、全国一斉に取り組む薬物乱用防止「ダメ。ゼッタイ。」普及運動で例年実施している街頭啓発は、令和5年度は荒天のため中止した。

(4) くすりの適正使用、かかりつけ薬剤師等の普及啓発

くすりの適正使用やかかりつけ薬局などの普及啓発のため、市民向けのセミナーを市民センターで開催している。令和5年度は3回開催し、50人の参加があった。

なお、本セミナーでは、参加者にとって有益で、わかりやすい内容となるよう、北九州市薬剤師会の協力を得て、薬剤師を講師としている。

(5) 社会医学系専門医制度における研修の実施

多様な集団、環境、社会システムへのアプローチを中心として、人々の健康の保持・増進、傷病の予防、リスク管理や社会制度運用に関してリーダーシップを発揮する専門医を養成することを目的とした『社会医学系専門医制度』(運営:(一社)社会医学系専門医協会)の「行政・地域」分野の専門研修を、産業医科大学から専攻医を受け入れ実施している。令和5年度は4日間の研修プログラムを組み、計12名の専攻医を受け入れた。

2. 保健予防課

(1) 結核予防対策

本市は全国と比較し、結核罹患率が高い。また、新規登録患者に占める70歳以上の高齢結核患者の割合も70.5%（全国62.1%）と高くなっている。

ア 結核の発病予防と早期発見のために、定期健診や結核患者接触者健診を実施。発病前の潜在性結核感染の早期発見に努めている。

※令和5年の潜在性結核感染症患者数 60名

イ 新規登録患者に対する適正医療の提供と療養支援を行っている。

ウ 患者の確実な治癒にむけて服薬支援のためにDOTS（直接服薬確認療法）事業を実施、コホート調査による評価を行っている。

※令和4年DOTS実施状況 結核新規登録患者の実施率 100.0%
L T B I 新規登録患者の実施率 98.3%
(潜在性結核感染症)

○結核罹患率の推移、全国比較、年代別罹患率等は、別紙2～4のとおり。

(2) 結核以外の感染症対策

ア 感染症法に基づく感染症発生届を受理し、患者及び家族に対し、入院勧告や患者移送、検体搬送、二次感染予防など行政対応を行う。

また積極的疫学調査により発生状況を明らかにし、原因究明と感染拡大防止対策を実施している。

○令和5年中の発生状況は、別紙5のとおり。

(3) HIV・性感染症の予防対策

ア HIV抗体迅速検査を実施している。

イ エイズや性感染症について、専用ダイヤルを設置し保健師などによる電話相談を行っている。

○相談・検査の状況については、別紙5のとおり。

(4) 公害保健関連業務

本市は昭和48年に公害指定地域に指定され、公害健康被害の補償等に関する法律（以下、公健法）及び北九州市特定呼吸器疾病患者健康被害補償要綱（以下、市要綱）に基づき、昭和63年までに認定を受けた公害認定患者への補償給付や福祉事業等を実施している。

ア 公害健康被害補償業務（公健法3条）

公健法及び市要綱に基づく公害認定患者に対して補償給付を実施。

公害認定患者数	昭和49年度	昭和63年度	令和5年度
	1,006人	2,344人	744人

○令和5年度 補償給付実績（公害認定患者への治療費や障害補償など）
947,244千円（前年度 963,970千円）

イ 公害保健福祉事業（公健法46条）

公害認定患者の健康の回復、保持・増進を目的に、公害認定患者に対する家庭療養指導やインフルエンザワクチン接種費用の助成を実施。

○令和5年度実績

公害認定患者ハンドブックの配布	767件
公害認定患者への家庭療養指導	85件
インフルエンザ予防接種費用の助成件数	217件

ウ 公害健康被害予防事業（公健法68条）

大気汚染の影響による健康被害を予防するため、講演会やぜん息児水泳教室等の事業を実施。

○令和5年度実績

指導者向け講演会 参加者数 50人（年2回実施）

エ 環境保健サーベイランス

環境省から委託を受けて、健康状態と大気汚染との関係を定期的・継続的に観察するため、3歳児を対象に健康モニタリングを実施。

○令和5年度実績

対象者：1,769人、回答者：1,023人、回答率：57.8%

オ 石綿読影の精度に係る調査

環境省から委託を受けて、既存検診の検査結果を活用し、石綿関連疾患の読影精度向上に向けた知見を収集する調査を実施。

対象は40歳以上の市民で、肺がん検診等を受診し検査画像を提供可能な者。

○令和5年度実績

調査参加人数 37人（実施期間：6月～12月）

3. 東部生活衛生課・西部生活衛生課

（1）食品衛生の重点対策

ア 食肉の衛生対策

食肉の処理（食鳥処理業者）、流通（食肉販売店）及び提供（飲食店）の各段階の施設に立ち入り、施設の衛生管理や食肉の衛生的な取扱いについて指導した。

特に鶏肉については、令和5年度も引き続き、過去に鶏肉の生食料理に関する食中毒や有症苦情があった店舗に対して重点的に指導を行った。

事業者や市民を対象とした衛生講習会（令和5年度35回延べ1,330人）を実施すると共に、啓発チラシ・YouTube動画・ホームページによる情報提供を行った。

イ ノロウイルス食中毒予防対策

発生が特に増加する冬季に、ホテル・結婚式場・大規模な弁当調理施設などに重点的に立ち入り衛生指導を行うと共に、飲食店営業者や高齢者施設従事者、市民等を対象とした衛生講習会(令和5年度59回延べ2,709人)を実施した。

市内で生産される生食用カキの汚染状況等を調査するため9検体の収去検査を行ったが、ノロウイルスは検出されなかった。

ウ HACCPに沿った衛生管理の普及推進

食品等事業者が円滑にHACCP制度化に対応できるよう、許可申請等の際に窓口で制度の周知をすると共に、施設への立入調査時に、指導・助言を行った。

(2) 市内流通食品の衛生対策

市内産の食品や市内を流通する食品の安全性確保と食品表示の適正化のために以下の7事業を行い、各事業の目的に合わせた立入調査や収去検査を実施した。

(監視指導の件数：別紙6、収去検査の件数：別紙7のとおり)

ア 表示基準に関する啓発指導

市内の食品製造及び加工業者の立入調査や収去検査の際に、食品表示の適正化のための指導・助言等を行った。

イ 輸入食品の安全性確保事業

市内を流通する輸入食品の収去検査を行った。その結果、全て基準に適合していた。

ウ 遺伝子組換え食品の監視指導

市内のスーパー等で販売されているコメ加工品(10検体)について、安全性未審査の遺伝子組換え作物が混入していないか、検査を行った。

その結果、組換え遺伝子は検出されなかった。

エ アレルゲン混入防止対策

市内で製造される卵、乳を使用していない菓子やパン・そうざい(16検体)について、卵、乳成分の混入がないか検査を行った。その結果、卵・乳成分の混入は確認されなかった。

オ 魚介類等の衛生対策

生食用鮮魚介類や市内産カキについて腸炎ビブリオ等の細菌検査を行い、成分規格等の適合を確認した。その結果、「生食用うに」から市が定める指導基準値を超えて一般細菌が検出されたため、販売者に指導を行った。

また、魚介類加工品を対象としたヒスタミンの検査、市場内の卸売業者が使用するいけすの水やかき養殖業者が使用する浄化水の細菌検査を行い、事業者の自主管理を支援した。

カ 農産物の安全性確保

中央卸売市場及び市内の大型スーパーや産地直売所で流通する農産物の残留農薬検査を実施した。その結果、全て基準に適合していた。

キ 加工食品等の安全性確保

市内で加工や流通される食品について、成分規格や、添加物使用基準に適合しているか、立入検査及び収去検査により確認した。その結果、そうざいや生和菓子など5検体から、市が定める指導基準を超えて一般細菌や大腸菌群が検出されたため、製造者に対して指導を行った。

(3) 広域食品指導係による衛生指導

ア 食品製造業、集団給食施設の立入検査

食品製造業及び集団給食施設に立ち入り、食中毒予防及び有害物質混入防止のための衛生指導を実施した。

特に、令和4年度の「小学校給食食材への金属部品の混入」事例を踏まえて、各施設の備品管理について必要な指導をした。

集団給食施設については、「温冷配膳車」の管理状況を確認し、給食の温度管理に関する一定の知見を得たので、各施設に広報及び指導した。

イ 衛生教育及び情報提供

小学生等を対象とした「手洗い教室」(4回：183人)や、高齢者福祉施設等の調理従事者を対象とした対面形式の「食中毒予防講習会」(5回：359人)を実施するとともに、オンライン会議等の非対面形式での講演依頼にも対応した。

また、食品製造業や集団給食施設向けの情報誌「サニナビ北九州」を毎月発行し、市ホームページに掲載して食品衛生に関する情報提供を行った。

ウ 中央卸売市場における衛生対策

早朝に市場内監視(32回)と食品の収去を行い、有毒フグ等の排除や食品の温度管理、食品表示等について確認し、必要な衛生指導を行った。

また、市場内関係事業者向けに「市場かわら版」を年3回発行し、市場内に掲示して食品衛生に関する情報提供を行った。

(4) 環境衛生施設に対する監視指導及び自主衛生管理の推進等

ア 公衆浴場のレジオネラ対策

循環式浴槽を使用する公衆浴場は、レジオネラ属菌に汚染されやすく、利用者が多量の菌を吸入するとレジオネラ肺炎を発症する恐れがある。

このため、年2回採水検査(令和5年度延べ32施設)を実施し、レジオネラ属菌が検出された施設(令和5年度延べ11施設)については、浴槽水の換水と配管消毒を指導し、その後の自主検査により菌が検出されないことを確認させている。

イ 特定建築物等における感染症発生防止のための監視指導

令和3年度から令和5年度に、新型コロナウイルス等の感染症対策として、人が密集するコンサートホールや映画館などの興行場や大型商業施設、旅館、ホテルなどの特定建築物に立入り、場内換気や施設内の消毒等の感染症防止対策の励行について注意を促す取組みを実施した（令和5年度は書類調査371件、うち立入調査78件）。

理・美容所（令和5年度3,051施設）については、定期監視の立入り時に注意喚起を図った。

ウ 墓地及び納骨堂の利用並びに改葬等に関する相談対応

少子高齢化や核家族化の進行により、永代供養を行ってもらえる合葬墓、納骨堂の利用、墓じまいに伴う改葬、自然に還りたいという思いから生まれた樹木葬や散骨など新しい葬送（令和5年度22件）についての相談が増えている。

そのような状況を踏まえ、市民相談に応じているところである。

4. 地域リハビリテーション推進課

(1) 身体障害者更生相談所としての業務

身体障害者福祉法第11条に基づいて設置された施設で、身体障害者等級判定のほか、身体障害者の更生援護を実施した。

<令和5年度の主な業務実績>

- ・身体障害者障害程度（身体障害者手帳）の等級判定：3,988件
- ・補装具費支給に関する判定：1,451件（うち巡回135件、在宅19件）
- ・自立支援医療（更生医療）の要否判定：527件

(2) 知的障害者更生相談所としての業務

知的障害者福祉法第12条に基づいて設置された施設で、18歳以上の知的障害者について、知的障害の程度を判定する療育手帳判定のほか、各区役所保健福祉課と協力し、地域に住む知的障害者やその家族の相談に対応した。

<令和5年度の主な業務実績>

- ・療育手帳交付のための判定：538件
- ・精神科医師（嘱託医）による障害年金診断業務：39件

(3) 言語聴覚障害者の支援業務

言語聴覚士2名（正規職員）が、言語発達障害、機能性構音障害、吃音、失語症、運動障害性構音障害等のことばや聴こえに悩みのある人の相談に応じ、必要な情報提供や、個別または集団での指導及び訓練を実施した。その他、支援者や一般の方に向けた吃音講演会を実施した。

<令和5年度の主な業務実績>

- ・言語訓練利用者：のべ952人

(4) 視覚障害者の支援（中途視覚障害者緊急生活訓練事業）

中途視覚障害者の自立や社会参加の促進を図るため、歩行訓練、日常生活動作訓練、コミュニケーション訓練等を実施する他、本市職員や支援者向け研修や、家族・支援者への専門相談を実施した。

＜令和5年度の主な業務実績＞

- ・訓練参加者数：143人
- ・訓練士派遣件数：1,016回
- ・専門相談：1,091回
- ・支援者研修：27回、207人参加

(5) 高次脳機能障害者への支援

精神保健・地域移行推進課、精神保健福祉センター、地域リハビリテーション推進課（障害福祉センター）の3課共同で、以下のような高次脳機能障害者の支援を実施した。

- ・個別相談（対象：高次脳機能障害者への支援を行う機関や、本人・家族等）
延相談件数 3名
- ・高次脳機能障害者のつどい（相談会）
開催実績 7回 延参加者数 7名
- ・高次脳機能障害支援者研修会（産業医科大学と協力して実施）
開催日 令和5年12月14日（木）
参加者数 50名

(6) 重度障害者等コミュニケーション支援

意思疎通が困難な重度の障害がある人に対し、「重度障害者用意思伝達装置」等の判定及びフォローアップをはじめとした機器に関する相談支援や関係者に対する技術支援を実施した（令和5年度の個別訪問支援件数：14件）。

他にも意思疎通が困難な重度の障害がある人についての理解促進を図るため、医療・障害福祉関係者に対する研修会等を実施した（令和5年度の研修会参加者数：39名）。

(7) 障害支援区分認定審査にかかる調査及び審査会の実施業務

障害福祉サービス（介護給付等）を受けるために必要な「障害支援区分」の認定のため、認定調査や医師意見書の受理など行い認定審査会を運営した。

＜令和5年度の主な業務実績＞

- ・介護給付費審査判定件数：2,743件
- ・訓練等給付費申請者に関する調査件数：682件
- ・障害支援区分認定審査会開催回数：136回

(8) 地域リハビリテーション

地域リハビリテーションを推進するため、市内の医療機関等の協力を得て、医療・介護関係者等を対象とした人材育成や連携強化、リハビリテーション相談支援を行うとともに、地域住民の介護予防活動への支援等を実施した。

<令和5年度の主な業務実績>

- ・地域リハビリテーション支援センター相談支援件数：403件
(うち訪問件数307件)
- ・地域リハビリテーション協力機関の登録数：40機関
- ・リハビリテーション連絡協議会開催回数
運営会議：39回、研修会：10回、市民向け講演会：3回
- ・地域リハビリテーションケース会議参加者数：94名
- ・STマップ(東部)及びリハマップ(八幡東区)の作成・配布

(9) 福祉用具プラザ(介護実習・普及センター)の運営

総合保健福祉センター(アシスト21)1階にて、指定管理者制度を導入し、福祉用具の展示・試用、自助具の製作や改良支援、作業療法士・理学療法士・介護福祉士などの専門職による窓口相談や訪問支援(福祉用具の選び方や使用方法案内など)、介護講座、専門職研修を実施した。

<令和5年度の主な業務実績>

- ・年間利用者数：10,937人
- ・専門相談件数：2,863件(うち訪問件数：264件)
- ・講座・研修会開催回数：93回

5. 精神保健福祉センター

(1) 精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療(精神通院)

精神障害により、長期にわたり日常的又は社会生活への制約のある方を対象とした精神障害者保健福祉手帳や、精神疾患(てんかんを含む。)があり、通院による精神医療を継続的に要する病状である方に対し、その通院医療にかかる費用の負担軽減を図る自立支援医療(精神通院)の認定等に係る業務を行っている。

○精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療(精神通院医療)交付件数

	R3	R4	R5
手帳	10,501	11,174	11,898
自立支援医療	19,069	19,211	20,166

【参考】精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療(精神通院医療)判定件数

	R3	R4	R5
手帳	3,433	3,457	3,923
自立支援医療	7,671	8,180	8,627

(2) 精神保健に関する相談（個別相談）

薬物（覚せい剤・大麻・処方薬など）やギャンブル等依存症の問題を抱える当事者やその家族、支援者の方からの相談に対し、今後の対応や方針決定についての助言・情報提供を実施。

○令和5年度実績：93件

(3) 各種家族教室

大切な方が「うつ病」「ひきこもり」「依存症等」の問題を抱えていることで悩んでいる家族のための教室を開催。病気の理解を深め、家族の関わり方について助言を行う他、同じ悩みを抱える家族同士が交流できる場の提供を行う。

○令和5年度実績（回数/参加延べ数）

- ・うつ病の家族教室：5回/45名
- ・ひきこもり家族教室：7回/23名
- ・薬物の問題で悩む家族のための教室：9回/26名
- ・アルコール、ギャンブルの問題で悩む家族のための教室：4回/16名

(4) 精神保健福祉に関する啓発

市民に対し、精神保健福祉に関する正しい知識などの情報発信や研修等を実施。

○令和5年度実績

- ・出前講演実施回数：54回
- ・やさしい精神保健福祉講座参加者：24名

(5) 精神医療審査会

医療保護入院等の審査、精神科病院の入院患者等からの退院・処遇改善請求の審査を行っている。

○精神医療審査会（年24回開催） 退院等請求件数及び書類審査件数

	退院等請求	医療保護入院届	定期病状報告
令和3年度	58	1,666	748
令和4年度	48	1,571	722
令和5年度	66	1,624	666

(6) いのちとこころの支援センター（地域自殺対策推進センター）

北九州市の自殺対策をさらに強化するため、平成25年4月に、精神保健福祉センター内に設置。自殺予防に関する普及啓発や人材育成をはじめ、自殺の危険性が高い方への相談支援や、関係機関・窓口への支援などを行っている。

6. 難病相談支援センター

(1) 難病相談支援センター

○相談支援等

難病患者やその家族が安心して療養生活を送ることができるよう、相談支援を行っている。具体的な内容としては個別相談への対応をはじめ、患者・家族会活動の支援、難病に関する講演会や相談会の開催、ピア・サポーターの養成、北九州市のホームページ等を活用した情報発信などに取り組んでいる。

○就労支援

就労を希望する人や、就労の継続に不安を感じている方に対し、ハローワーク、障害者しごとサポートセンターなどの専門機関や社会保険労務士などの専門家と連携して、就労に関する相談支援を進めている。

また、難病のある人が抱える就労に関する様々な課題を整理し、自分に合う働き方を自ら見つけるための「難病のある人のための就労ハンドブック」を整理し、無料で配布している。

○難病相談支援センター 相談件数

令和3年度	令和4年度	令和5年度
1, 366件	1, 609件	2, 129件

(2) 特定医療費（指定難病）の助成

国が指定する難病（指定難病）の患者で、症状の程度が一定以上の方、または高額な医療を継続することが必要な方に対し、医療費の一部を助成する。

○助成内容

医療費の自己負担割合を、3割負担から「2割負担」に引き下げる。

（世帯の所得に応じ、月ごとの自己負担額に上限あり）

○指定難病

338疾病（令和3年11月時点） ※令和6年4月より341疾病

※主な疾病：パーキンソン病、潰瘍性大腸炎、全身性エリテマトーデス、悪性関節リウマチ 等

○特定医療費 受給者数（各年度末）

令和3年度	令和4年度	令和5年度
8, 326人	8, 598人	8, 817人

(3) がん患者への支援

○がん患者医療用ウィッグ等購入費助成事業

がんに罹患された方々が、治療に伴う外見の変化をカバーするために購入した医療用ウィッグや補整具などの購入費用の一部を助成する。

【実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療用ウィッグ	237件	395件	401件
補正具等	43件	142件	120件

○若年がん患者在宅療養生活支援事業

40歳未満のがん患者の方が、住み慣れた自宅で安心して療養生活を送ることができるよう、在宅療養に必要なサービス利用料の一部を助成する。

【実績】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
1件	2件	1件

別紙 1

監視・指導業務の実施状況 (医務薬務課所管分)

対象種別	対象施設数 (R6.3.31現在)	R4 年度 実施件数	R5 年度 実施件数
病 院	90	90	90
診 療 所	931	201	194
歯科診療所	610	121	119
助 産 所	34	4	4
衛生検査所	13	6	7
薬 局	618	136	162
薬局製剤(製造業、製造販売業)	39	10	12
医薬品販売業(店舗販売、特例販売業)	224	36	88
医療機器販売業・貸与業(高度管理医療機器)	861	337	192
毒物劇物販売業	439	92	97
毒物劇物業務上取扱者	41	2	1
特定毒物研究者	18	2	1

(注1) 令和4年度の医療施設等(病院、診療所、助産所、衛生検査所)の立入検査は書面実施。

(注2) 令和5年度の医療施設等(病院、診療所、助産所、衛生検査所)の立入検査のうち「無床」施設は書面実施。

- ◆ 医療施設(病院、診療所、助産所)に対し、「医療法」に基づく立入検査を定期的を実施し、良質かつ適切な医療の確保に努めている。

施設の構造設備の改善や医療従事者、放射線、医薬品、感染性廃棄物、清潔保持などの管理について必要な事項を指導。

- ◆ 衛生検査所に対し、「臨床検査技師等に関する法律」に基づく立入検査を定期的を実施し、適正な検査(血液、微生物など)の確保に努めている。

施設の構造設備や従事者、検査の精度管理について必要な事項を指導・指示。

- ◆ 薬局、薬局製剤、医薬品販売業、医療機器販売・貸与業に対し、「医薬品医療機器等法」に基づく立入検査を定期的を実施し、医薬品の品質、有効性及び安全性の確保に努めている。

※ 医療機器販売・貸与業については、平成27年4月1日に福岡県から北九州市に許可等の権限が委譲された。

施設の構造設備、調剤の適正管理、医薬品の貯蔵陳列、医薬品の適正使用のための情報提供等について必要な事項の指導。

- ◆ 毒物劇物販売業、毒物劇物業務上取扱者に対し、「毒物及び劇物取締法」に基づく立入検査を定期的を実施し、保健衛生上、必要な取締を行っている。

施設の構造設備、毒物劇物の貯蔵陳列、毒物劇物の譲渡手続等について必要な事項の指導。

結核登録患者の年次推移（平成30年～令和5年）

（罹患率：人口10万対）

年（平成・令和）	人口 各年：10.01 推計、国調	新登録患者				年末現在登録者
		総数		新登録肺結核(再掲)		総数
		患者数	罹患率	喀痰塗沫陽性者数	罹患率	登録者数
30年	945,595	136	14.4	44	4.7	351
元年	940,141	137	14.6	31	3.3	319
2年	939,029	123	13.1	31	3.3	289
3年	931,551	142	15.2	45	4.8	280
4年	924,143	103	11.1	29	3.1	256
5年	916,241	95	10.4	26	2.8	240
門司区	89,822	10	/	3	/	21
小倉北区	180,039	30	/	7	/	55
小倉南区	205,006	16	/	6	/	44
若松区	78,462	2	/	-	/	12
八幡東区	62,624	5	/	1	/	27
八幡西区	244,585	23	/	7	/	66
戸畑区	55,703	9	/	2	/	15
全国（5年）	124,352千人	10,096	8.1	3,524	2.8	22,426

結核新規登録患者数（年齢別）

年齢別	令和4年中の登録者				令和5年中の登録者			
	活動性	潜在性	構成率(%)		活動性	潜在性	構成率(%)	
0～4	2	-	2	1.2	2	-	2	1.3
5～9	-	-	-	-	-	-	-	-
10～14	-	-	-	-	-	-	-	-
15～19	3	2	1	1.9	4	2	2	2.6
20～29	19	8	11	11.7	24	11	13	15.5
30～39	7	1	6	4.3	5	2	3	3.2
40～49	4	-	4	2.5	6	3	3	3.9
50～59	16	6	10	9.9	5	4	1	3.2
60～69	17	11	6	10.5	13	6	7	8.4
70以上	94	75	19	58.0	96	67	29	61.9
総計	162	103	59	100.0	155	95	60	100.0

備考：活動性………活動性結核患者

潜在性………潜在性結核患者

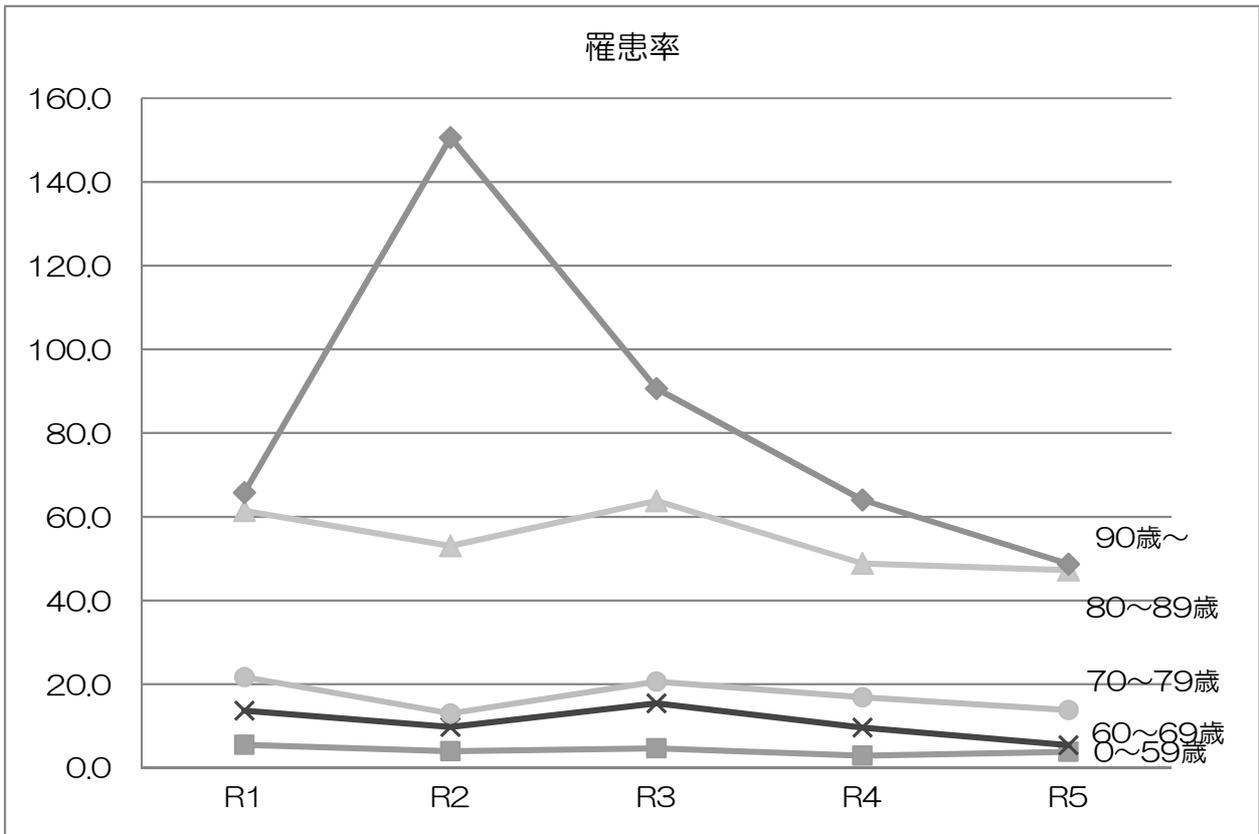
別紙 3

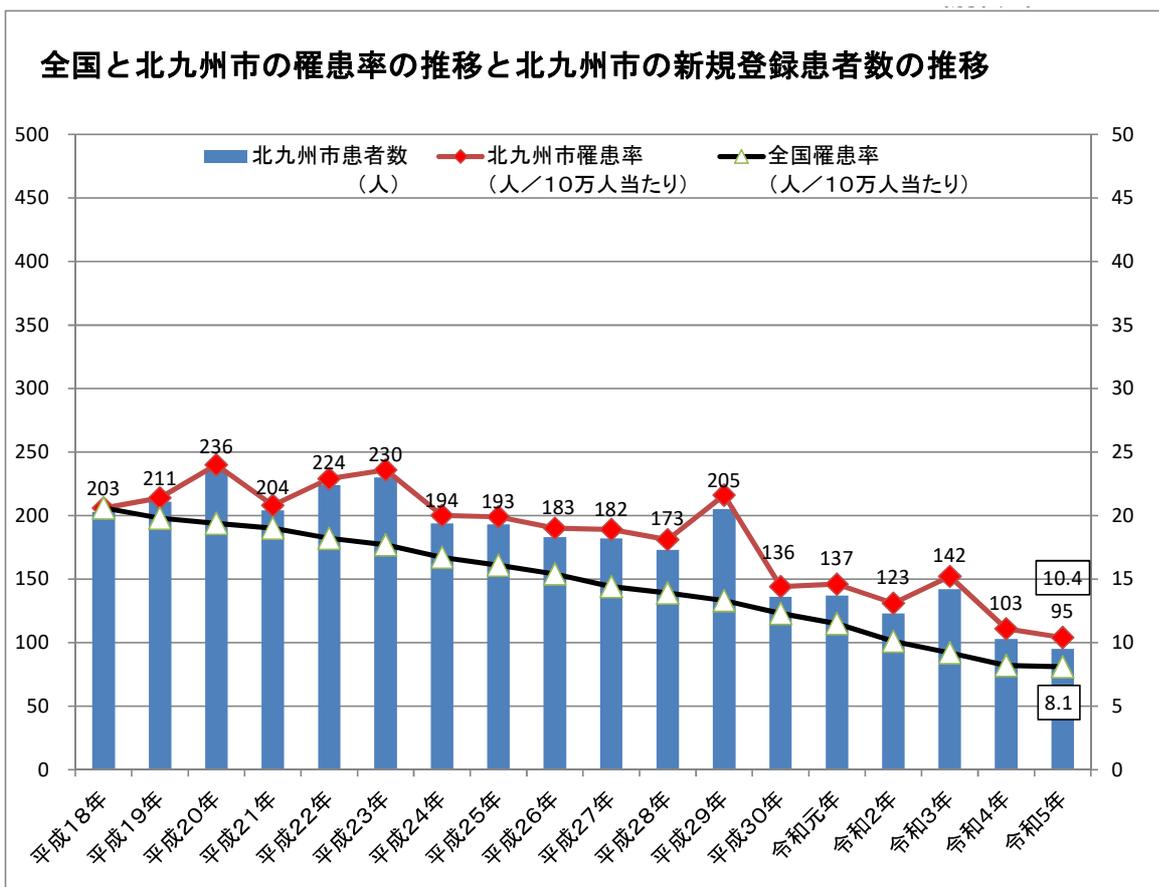
年齢階級別罹患率年次推移

(罹患率：人口10万人対)

	0~59歳		60~69歳		70~79歳		80~89歳		90歳~		総計	罹患率
	人数	罹患率	人数	罹患率	人数	罹患率	人数	罹患率	人数	罹患率		
R1	33	5.5	17	13.7	28	21.7	46	61.4	13	65.8	137	14.6
R2	24	4.0	12	9.8	17	13.0	40	53.0	30	150.6	123	13.1
R3	28	4.7	18	15.4	27	20.6	50	63.8	19	90.6	142	15.2
R4	17	2.9	11	9.6	22	16.9	39	48.8	14	64.0	103	11.1
R5	22	3.8	6	5.4	18	13.8	38	47.2	11	48.7	95	10.4

※ 令和5年の本市の70歳以上の割合は70.5% (70歳以上 67人 / 全患者数 95人)
 全国の70歳以上の割合は62.1% (70歳以上6,272人 / 全患者数10,096人)





結核罹患率(人口10万対)政令市比較

順位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1	札幌 6.9	仙台 6.0	札幌 5.6	札幌 4.7	仙台 4.6
2	仙台 7.0	新潟 6.6	新潟 5.7	新潟 5.5	札幌 4.7
3	相模原 7.9	札幌 6.8	熊本 6.2	仙台 5.9	新潟 5.6
4	広島 8.3	相模原 7.3	相模原 6.5	岡山 6.3	熊本 6.0
5	新潟 9.5	広島 7.8	広島 7.2	相模原 6.6	相模原 6.9
6	熊本 9.9	岡山 8.1	仙台 7.8	さいたま 7.2	千葉 6.9
7	岡山 10.2	さいたま 8.2	さいたま 8.0	熊本 7.5	広島 7.1
8	静岡 10.3	熊本 8.7	福岡 8.5	浜松 7.6	岡山 7.1
9	さいたま 10.9	福岡 9.2	横浜 8.9	横浜 7.6	浜松 7.3
10	浜松 10.9	横浜 9.5	川崎 9.0	広島 7.6	横浜 8.0
11	横浜 11.0	千葉 9.5	静岡 9.1	静岡 7.9	全国 8.1
12	千葉 11.1	川崎 9.9	全国 9.2	全国 8.2	静岡 8.4
13	全国 11.5	全国 10.1	浜松 9.2	川崎 8.2	さいたま 8.4
14	川崎 12.0	静岡 10.7	千葉 9.6	福岡 8.8	福岡 8.5
15	福岡 12.9	京都 11.8	岡山 11.2	千葉 9.7	川崎 8.5
16	北九州 14.6	浜松 12.1	京都 11.3	神戸 9.8	北九州 10.4
17	京都 15.1	北九州 13.1	神戸 13.2	京都 9.9	京都 10.7
18	神戸 17.2	神戸 14.0	名古屋 14.4	北九州 11.1	名古屋 11.3
19	名古屋 18.1	名古屋 16.2	堺 14.5	名古屋 12.2	神戸 11.3
20	堺 18.6	堺 16.2	北九州 15.2	堺 14.6	堺 12.8
21	大阪 25.6	大阪 21.0	大阪 18.6	大阪 17.4	大阪 18.3

別紙5

保健予防課 エイズ相談、HIV抗体検査、性感染症検査数

区分	令和4年度			令和5年度		
	相談	HIV検査	梅毒検査	相談	HIV検査	梅毒検査
人数	37	126	25	36	80	16

北九州市感染症患者発生数

分類	病名	令和4年	令和5年
		人数	人数
1類感染症	エボラ出血熱他	-	-
2類感染症	結核、急性灰白髄炎他	162	155
3類感染症	腸管出血性大腸菌感染症他	29	26
4類感染症	レジオネラ症他	17	22
5類感染症 (全数把握対象分)	ウイルス性肝炎(A型及びE型を除く)他	169	286
合計人数		377	489

※2類感染症は全件が結核

監視・指導業務の実施状況（東部・西部生活衛生課）

対象種別	対象施設数 (R6.3.31現在)	R4年度 実施件数	R5年度 実施件数
【旧法】許可を要する施設	8,581	2,342	1,993
【旧法】許可を要しない施設	9,331	1,680	324
【新法】許可を要する施設	7,189	4,958	7,102
【新法】届出を要する施設	6,855	2,592	2,679
合計	31,956	11,572	12,098

公衆浴場	132	166	216
旅館業	170	180	198
理・美容所	3,051	376	598
プー ル	61	89	92
特定建築物	379	178	205
その他	3,843	687	780
合計	7,636	1,676	2,089

手洗い教材・DVDの貸出状況（東部・西部生活衛生課）

対象項目		R4年度 実績	R5年度 実績
貸出件数	教材	69	86
	DVD	33	40
使用人数	教材	3,780	4,410
	DVD	2,146	1,982
貸出台数	教材	181	203
	DVD	34	41

別紙 7

食品等の収去、検査業務の実施状況

(令和5年度:東部・西部生活衛生課)

食品等の分類	収去 検体数	不良 検体数	検査 項目数	検査項目	
				理化学 検査	微生物 検査
魚介類	98	0	625	458	167
魚介類加工品(かん詰・びん詰を除く)	142	0	1103	912	191
肉卵類	19	0	192	148	44
肉卵類加工品(かん詰・びん詰を除く)	29	0	216	166	50
アイスクリーム類・氷菓	8	0	16	0	16
冷凍食品	14	0	119	105	14
穀類及び穀類加工品(かん詰・びん詰を除く)	26	0	76	31	45
野菜類・果物	239	0	42507	42393	114
野菜類・果物加工品(かん詰・びん詰を除く)	95	0	711	623	88
菓子類	88	0	282	137	145
清涼飲料水	12	0	122	107	15
酒精飲料	4	0	4	4	0
水・氷雪	60	0	136	0	136
かん詰・びん詰食品	4	0	44	44	0
その他の食品	56	0	363	234	129
添加物(化学的合成品及びその製剤)	4	0	19	19	0
器具及び容器包装	9	0	45	45	0
乳・乳類加工品・乳製品	8	0	46	36	10
計	915	0	46626	45462	1164

(注1) 食品等の収去

保健所東部・西部生活衛生課が、中央卸売市場及び市内食品取扱施設で、抜き取り検査を実施。

(注2) 試験検査項目

- ◆理化学検査:食品添加物(保存料、甘味料、着色料、発色剤、酸化防止剤、防ばい剤等)、残留農薬、水銀、アレルギー物質、遺伝子組換え、PCB、貝毒等
- ◆微生物検査:細菌数、大腸菌群、O157、O26、腸炎ビブリオ、サルモネラ、黄色ブドウ球菌等

(注3) 不良検体数

収去検査で判明した成分規格違反、添加物使用基準違反、表示違反等を計上(市指導基準違反を除く)。

北九州市内食中毒発生状況(令和5年度)

No	発生日	発生場所	原因施設	原因食品等	摂食者数	患者数	死者数	原因物質
1	5月9日	八幡西区	不明	不明	不明	1	0	アニサキス
2	5月16日	門司区	魚介類販売店	しめ鯖	2	1	0	アニサキス
3	7月4日	八幡西区	飲食店	ゴマサバ	不明	1	0	アニサキス
4	1月21日	門司区	家庭	しめ鯖	3	1	0	アニサキス
5	2月10日	八幡西区	飲食店	ゴマサバ	不明	1	0	アニサキス
計					5	5	0	